

最高裁判所（第二小法廷）平成●●年（〇〇）第●●号、平成●●年（〇〇）第●●号 所得税更正処分取消等請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国

平成25年6月14日棄却・不受理・確定

（第一審・東京地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成22年4月16日判決、本資料260号－64・順号11420）

（控訴審・東京高等裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成23年4月14日判決、本資料261号－78・順号11668）

決 定

上告人兼申立人 甲

同訴訟代理人弁護士 三木 義一

馬淵 泰至

同補佐人税理士 粕谷 晴江

粕谷 幸男

中西 良彦

齊藤 由利

藤代 節子

坂本 幸子

被上告人兼相手方 国

同代表者法務大臣 谷垣 禎一

同指定代理人 森下 麻友美

上記当事者間の東京高等裁判所平成●●年（〇〇）第●●号所得税更正処分取消等請求事件について、同裁判所が平成23年4月14日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められな

い。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成25年6月14日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 千葉 勝美

裁判官 竹内 行夫

裁判官 小貫 芳信

裁判官 鬼丸 かおる